

鹿児島県浄化槽事務取扱要領の一部改正について

令和6年10月1日
生活排水対策室

1 改正の理由

令和7年4月1日から水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の改正並びに浄化槽情報共有システムの活用による保守点検結果報告事務の簡素化等を図るため、所要の改正をしようとするもの。

2 改正の概要

- (1) 水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の改正によるもの
 - ・浄化槽の汚水処理性能に関して、「大腸菌群数」から「大腸菌数」への基準の見直し
- (2) 浄化槽情報共有システムの活用による保守点検結果報告の簡素化
 - ・浄化槽保守点検業者が毎月提出する浄化槽保守点検結果報告書（第13号様式）について、原則として、浄化槽情報共有システムによる提出に変更
- (3) 押印廃止に向けた考え方によるもの
 - ・別記様式第1号様式から別記第14号様式の押印廃止

3 改正の経緯

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目とされていた「大腸菌群数」はその指標性が低いことが指摘されていた。より簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことから、同項目については、よりの確にふん便汚染を捉えることができる衛生微生物指標である「大腸菌数」に令和4年4月に見直しされたところである。

こうした環境基準の見直し状況を踏まえ、公共用水域の水質汚濁を防止するため、排出水の水質に関して「大腸菌群数」を定めている関係政令において、「大腸菌数」に見直す改正が行われた。

4 施行期日

要領改正は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第5章第2節1(7)及び別記様式第1号から第14号の押印廃止は令和6年10月1日から施行する。